

院生・学生の皆さんへ

調査研究に取り組むにあたって

—— 調査研究の倫理に関する手引き ——

日本社会事業大学
社会事業研究所・研究倫理委員会

はじめに

社会福祉は、社会や人々の現実と向き合うことが何よりも求められる領域です。そして、その社会は日々変化しつつあり、次々と新しい福祉問題も生じてきています。こうした社会福祉の実践と研究をさらに発展させていくためには、学生の皆さんにも、ただ教えられることを学ぶだけではなく、自らの問題関心や疑問に基づいて様々なかたちで自ら調査研究に取り組む経験をつんでいただくことが重要です。

しかし、調査研究を行うにあたっては守るべき様々な倫理事項があります。特に社会福祉領域の調査研究では、様々な方々の生活に直接かかわることが多いので、調査研究の協力者の方に危害を及ぼしたり、そのプライバシーを侵害したりすることのないように、特に注意することが必要です。

これは、調査研究における倫理事項について学生にも理解してもらうことが必要ではないかとの学内の声を受けて、学部・大学院の皆さんが調査研究に取り組むにあたって最低限心得ておいていただきたいことを、社会事業研究所の研究倫理委員会で整理したものです。

1. 調査研究における基本的倫理

近年、人を対象とした研究領域で特に留意されるようになってきた倫理事項には、次のようなことがあります。

① インフォームド・コンセントの尊重

調査研究に協力・参加していただく人・機関等に対しては、事前にきちんと説明をして了解を得ることが必要です。

② 協力者らに危害を与えることの回避

調査研究によって、協力者らに身体的、心理的、社会的な危害を与えることは許されません。

③ 協力者らのプライバシー、個人情報の保護

協力者の方々のプライバシーを侵害したり、調査で得た個人情報を漏らしたりすることがないように最大限の努力を払うことが必要です。(個人による調査研究を直接規制するものではありませんが、2005年4月からは「個人情報保護法」によって、事業者が個人情報を目的外に使用したり、本人の了解なしに第三者に提供することが規制されるなど、社会的関心が強まっています。)

以上に加えて、従来からあらゆる領域での研究上の倫理として求められていたことには、次の2点があります。

④ 知的な誠実さの保持

できる限り確実に正確なデータに基づいて調査研究をすすめ、その蓄積によって研究の発展に寄与しようということです。不正確であいまいなデータに基づいて推論を重ねたり、不利なデータを無視したりすることがないようにするには意識的な努力が必要です。ましてデータを改ざん・捏造したりすることは許されません。

⑤ 著作権・知的所有権の尊重

他者の意見や研究成果について、きちんとした引用をせずに、さも自分のもののように述べることは盗作にあたります。(また引用は、読者にその記述を確かめる手段を提供するという点で前項にも関係します。)

近年は、研究者が本格的な調査研究を行う際には、上記のような研究倫理事項について事前に研究倫理の審査を受けることが求められるようになってきました。また研究倫理上の問題が生じた場合、論文の公開の禁止や取り消しが行われることもあります。皆さんが学習の過程で行う様々な調査研究活動においても、こうした諸原則をきちんと意識して、できる限りの注意を払い、必要に応じて事前に教員や関係者に相談したり、許可を得るようにしてください。

2. 調査研究の各段階における具体的な注意事項

社会福祉領域のあらゆる調査研究の方法や場面について記すことは不可能です。以下は、学生の皆さんが行うことが多いと思われるいくつかの調査研究方法について、実施のプロセスに沿って注意すべき事項を説明します。

1) 調査・見学などの依頼にあたって

インフォームド・コンセントの原則に立つことが求められます。以下の項目について、事前に明確にお伝えした上で了解を得ることが必要です。

- ① 調査の目的
- ② 調査主体、責任者、連絡先
- ③ 調査結果の利用・発表の仕方
- ④ 秘密保持、および目的外使用をしないことの約束
- ⑤ 調査への協力を拒否しても、不利益をこうむることはないことの保障

子どもや知的障害・認知症の方など、本人の理解や了解を得ることが難しいと考えられる場合などは、ご家族や施設等の職員の方など、その代理人となりうる立場の方の了解を得ることが必要です。

また、調査票による調査を行う際は、上記の各項目についてわかりやすく明記した文書を添付するのが原則です。

2) 実地調査・見学などの実施にあたって

協力者の方々に危害を及ぼさないこと、プライバシーの侵害をしないことに十分な注意を払うことが必要です。また、自分にはわからないことを教えていただくという謙虚で熱意のある姿勢こそが、正確で意味のある情報を得ることにつながることを銘記してください。

① 施設等の見学や活動への参加にあたって

利用者の邪魔になったり、万が一にも危害を及ぼすことがないように、十分に注意を払ってください。写真や録音をとる際は、必ず関係者や施設職員の許可を得てください。また許可が得られても、個人が特定されるような写真等は避けるべきです。

施設の見学等の際に、サービス利用者の個人情報にも触れている記録・資料などを見せていただく場合、そこで知りえた情報については職員と同様の秘密厳守が条件です。報告でその記録・資料の内容について何らかの言及をしたい場合は、何をどこまで記してよいかについて、その施設の方に確認し了解を得ることが必要です。これは実習の場合と同様です。

② 聞き取り調査にあたって

当事者の方々への聞き取り調査では、特にプライバシーの侵害に注意が必要です。また、思わぬ質問や言葉が当事者の心理に悪影響を与えることがあるということを銘記し、事前に質問の内容や聞き方等についても十分に検討してください。自分だけでは判断に迷う場合には、教員やその分野の専門家に事前に相談すべきです。聞き取りの際にメモを取ったり、録

音する時は、必ず事前に了解を得てください。

また、当事者や調査協力者の方の氏名や役職名、伺った内容やいただいた資料の内容などをどこまで公開してよいか、必ず調査時に相談して確認や指示を受けるようにしてください。

③ 調査票を用いた調査にあたって

質問文や選択肢等の作成にあたっては、協力者の感情を害したりすることのないように十分な注意を払ってください。また、安易に作成した質問文や選択肢では、正確で意味ある回答が得られないことが極めて多いことにも注意してください。調査法のきちんとしたテキストを参照するとともに、事前に教員や関係者のチェックを受けたり、プリテストを行ってより良い調査票を作る努力を払うことが大切です。

④ 実験的な介入研究にあたって

当事者や被験者の方に何か直接的な働きかけをしてその反応を調べるという介入研究を行うには、十分な知識・経験の裏づけが求められます。予想外の反応や事態が生じる危険性がないか、その際にはどのように対処すればよいのか等について、事前に十分な検討を行ない、準備をしておくことが必要です。原則としては学生だけでこうした介入研究を行うのは慎むべきあり、教員や専門家に事前に相談をして、許可を得てその立会いの下で行うことが必要です。

3) 調査データの集計や分析・報告の作成にあたって

調査で収集してきたデータの集計や分析の過程での、データの転記ミスや集計ミスは想像以上に多いものです。ミスをしないように十分な注意を払い、確認をしながら作業を進めることが大切です。また、この作業の際に、調査資料を紛失したり他の人に見られてしまったりすることがないように十分に注意をしてください。

① 聞き取り調査などでの質的データの分析や記述にあたって

聞き取り調査等の質的なデータを整理・要約したり報告として記述する際には、記録ミスや記憶違い、調査・記録者側の思い込みによる事実の誤認、意見のニュアンスの変化などが常に生じます。不確かな点が生じた際は、調査時の原記録を調べなおしたり、再調査で確認するのが原則です。また要約的な記述を行う際は、自己流のニュアンスの改変や一面化になっていないかを常に念頭に置いておくことが大切です。これらの方法をより深く理解するには、近年の質的調査研究法に関するテキストを参照してください。また、一応の整理・記述ができた段階で、できる限り聞き取り先の方にも見ていただいてチェック・確認をしていただくことを薦めます。

② 統計的分析にあたって

調査データの転記や入力・手集計の際などは、ミスがきわめて起こりやすいので、その都度チェックしながら作業を進めるようにしてください。また、統計分析の過程では、コンピ

ユータの操作ミスや統計分析法の理解不足による誤りや、誤解を与えるような図表化がなされていることも少なくありません。統計調査やデータ解析のテキストなどを参照して、正確な分析を心がけてください。

③ 文献資料に基づく記述にあたって

文献資料からデータや図表を引用したり、書籍や雑誌論文にある解説や理論等の文章を引用する際は、きちんとした形式にのっとり出典の明示や引用を行うことが必要です。引用上のルールやその書き方については、論文・レポートの書き方に関する書物の解説を参照してください。また、間接引用（孫引き）は様々なミスや誤りの元になることが多いので、できる限り原典にあたって確かめるようにしてください。

④ 実践記録等に基づく分析や記述にあたって

利用者の問題の分析や援助のあり方について本格的に研究しようとする、実践現場の記録や資料を利用させていただくことが必要となる場合もありますが、その場合特別に慎重な配慮が必要です。実践施設ではその方を援助するために個人のプライバシーに関わる情報まで教えていただいているわけですから、その方の援助に直接関わらない人にそれらの情報を伝えることは責任が問われることとなります。原則としては、記録を転記する、その内容を何らかのかたちで公表するなどの場合には、その研究の目的と意義、記録のどの部分をどう利用するのか、発表時に個人情報の保護のためにどのような配慮をするのか等々について、調査者と実践施設と間で協議した上で誓約文書を交わすことが必要です。場合によっては実践施設が利用者の同意を新たに得ることが必要になることもありえますので、必ず事前に指導教員らに相談してください。

4) 報告の発表・公開にあたって

報告の発表・公開にあたっては、報告の内容や結論の正確さ、妥当性の検討に加えて、プライバシーの侵害や個人情報保護の観点からも、全面的にチェックしなおすことが必要です。以下は、こうした点に関する基本的な原則について説明します。

- ① 必要がない限り実名や実際のイニシャルは避け、Aさん、B氏といった記号を用いて匿名化する。
- ② 個人の事例を取り上げる際は、個人の特定ができないように特性の記述の記号化やあいまい化、変更を行う。（例えば、年齢、職業、家族構成、居住地、関係機関名等について、考察内容に直接かわらない範囲でぼかしたり改変する。）その際、プライバシー保護のために一部改変を加えたことを明記する。
- ③ 機関・団体名等に関しても、必要がない限り記号化することが望ましい。聞き取り先の方の職名・地位等の記述の際には、それにより個人が推測されてしまい迷惑をかけてしまう危険がないかを検討すべきである。
- ④ 個人や機関団体名等の実名を記載する必要がある場合は、報告の公開に先立って了解を得るのが原則である。その了解は文書によることが望ましい。

- ⑤ 実名を記載しない場合でも、その当事者本人あるいはその代理となりうる方（ご家族や機関の職員の方など）に、報告原稿をお見せして事前にチェックしていただくことが望ましい。
- ⑥ 卒業論文など保存・公開されるものでは、倫理上の問題があることが判明した場合には、提出後であっても修正や書き直しの指示がありうる。

5) 調査データ・資料の管理と廃棄

個人情報流出は、発表した報告・論文からよりも調査データ・資料の管理不十分から起こる危険性の方が高いことに留意する必要があります。調査の実施中に対象者リストや資料を紛失したり、データの整理分析中に他の人に見られてしまったりすることがないように、十分な注意が必要です。また、名簿やデータの廃棄の際にも注意が必要です。必ずシュレッターにかける、コンピュータのハードディスク等のファイルの削除・抹消を行うなど、細心の注意を払ってください。

3. おわりに

以上は、学生の皆さんが行うことが比較的多いと思われる調査研究手法を中心に、倫理的な注意事項の基本を述べたものです。実際に調査研究を行う場面では判断に迷うことが多々出てくるとは思いますが、そうした際は勝手に判断するのではなく、ゼミ・卒論の指導教員や福祉現場の関係者の方々にたずねるようにしてください。

以上のことの大半は、実は調査研究に限ることではなく、皆さんが様々な職場で仕事をされるようになれば共通して求められることであり、職務上の義務となることです。大変そうだから調査研究に取り組むのを避けておこうという考え方だけは、絶対にしないでほしいと思います。学生時代に様々な調査研究に取り組み、その重要性、面白さ、倫理の大切さを考える経験を積んで、将来に生かしていただきたいと願っています。